

## 消費者啓発DVD貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市民が消費者啓発DVDを活用し、消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るため、商工観光課が所有する消費者啓発DVD（以下、「DVD」という。）の貸出しに関する必要な事項を定めるものとする。

### (貸出)

第2条 商工観光課が貸出しできるDVDは、商工観光課が所有するDVDのうち事務及び事業に支障が無いものに限る。

- 2 貸出しを希望する者（以下「借受人」という。）は那須烏山市物品管理規則第26条に規定する「物品借用申請書兼借用証書（別記様式第5号）」又は「物品借用申請書兼借用証書（庁内用）（別記様式第6号）」に必要事項を記入し商工観光課に提出する。
- 3 商工観光課は、記載内容を確認し、DVDを貸出すものとする。
- 4 貸出期間は、借受人が借受けた日から起算して原則14日以内とする。
- 5 貸出数量は、原則1回につき2点までとする。
- 6 借用期間中の損傷・紛失については、借受人が弁償する。

### (借受人)

第3条 DVDの借受けができる者は、次のとおりとする。

- (1) 公共的団体等
- (2) 自治会及び育成会、青年会等
- (3) 商店街及び商店街連合会等
- (4) 那須烏山市が推奨するまちづくり団体等
- (5) その他市が特に支障が無いと認めるもの

### (貸出の制限)

第4条 DVDの貸出しに関し、前条に規定する借受人に該当する場合でも、次に掲げる場合は貸出しをせず、又は貸出しを取り消すことができる。

- (1) 営利を目的とする場合
- (2) DVDの適正な管理ができない場合
- (3) その他DVDの使用目的が不相当と認められる場合

### (利用目的の制限)

第5条 借受人は、貸出しを受けたDVDを無断で複製、放送、営利的上映、販売及び転貸をしてはならない。

### (貸出料金)

第6条 貸出料金は、無料とする。

### 附 則

この要領は、平成29年11月13日から施行する。